

宇多津町住宅用太陽光発電システム等 設置費補助金の手引き

宇多津町では、一定の条件のもと住宅用太陽光発電システム等を設置する場合、その経費の一部を補助します。

1 補助対象となる太陽光発電システム等

【住宅用太陽光発電システム】

太陽電池を利用して太陽光を電気に変換するシステムであって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 電気事業者の低圧配電線と逆潮流有りで系統連携していること。
- (2) 対象住宅に設置する時点で未使用品であること。
- (3) 太陽電池モジュールが太陽電池メーカーによって出荷後 10 年以上保証されていること。

【住宅用蓄電システム】

定置用リチウムイオン蓄電池と電力変換装置からなるシステムであって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 蓄電池から供給される電気を当該蓄電システムが設置される住宅において消費することを目的として設置されるもの。
- (2) 国が実施する「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業」の対象機器として登録されていること。
- (3) 電気事業者と電力受給契約を締結している発電システムと接続されるものであること。
- (4) 発電システムに接続される時点において未使用であること。

※リース等、補助金交付申請時点で発電システムや蓄電システムの所有権が申請者にならない場合は、補助金の交付対象外となります。

2 補助金の交付対象者（個人）

次のすべての要件を満たす方です。

- (1) 町内に住所を有すること。ただし、補助金の予約申請日において町内に住所を有しない者にあつては、補助金交付申請書の提出期限までに転入し、居住すること。
- (2) ご自身が居住する住宅に発電システム等を設置すること（設置する住宅が自らの所有物でない場合は、書面による住宅の所有者の承諾を受けていること。）又は発電システム等付建売住宅を購入し、当該住宅に居住していること。
- (3) 電力会社と電力受給契約を締結していること。
- (4) 町税の滞納がないこと。

※(2)について、事務所等と兼用する場合を含み、発電した電力をご自身が居住する住宅部分で使用しなければなりません。

3 補助金額

次に掲げる額の合計額となります。

【住宅用太陽光発電システム】

1kWあたり3万円（上限は4kWとし、最大12万円）

※千円未満は切り捨て。

※発電システムの公称最大出力は、キロワット（kW）表示とし、小数点以下第3位を切り捨て。

【住宅用蓄電システム】

蓄電システムの設置に要する額（上限は8万円）

※千円未満は切り捨て。

4 申請書受付期間（予約申請書）

【令和7年（2025年）4月1日（火）～令和8年（2026年）2月27日（金）まで】

- ・受付期間途中で予算額に達した場合、その日をもって受付を終了します。受付最終日の申請が重なった際は、抽選を行います。
- ・設置工事の着手前（太陽光発電システム等付建売住宅を購入する場合は、引渡し前）に予約申請書を提出してください。
- ・工事着手後又は建物の引渡し後に提出されたものは、補助の対象となりません。

5 補助金の予約申請に必要な書類

提出書類
① 補助金交付予約申請書（様式第1号）
② 発電システム等の設置場所付近の位置図（地図）
③ 工事着手前の現況を確認できる写真（発電システム等付建売住宅を購入する場合には、当該発電システム等付建売住宅の写真）
④ 経費の内容が明記されている発電システム等の設置工事請負契約書の写し又は発電システム等付建売住宅の売買契約書の写し
※ 設置する住宅が自らの所有物でない場合又は申請者以外の所有者がある場合は、住宅の所有者の承諾書（参考様式第1号）

※ 予約申請後、申請書の内容に変更がある場合には、設置計画変更届出書（様式第3号）を提出してください。発電システム等の設置を中止または廃止しようとする場合は中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を提出してください。

6 設置工事（引渡し）

補助金交付予約申請が認められた方には、補助金交付予約番号通知書（様式第2号）が送られます。この通知書に記載された予約年月日以降で、設置工事に着手（新築又は既築の場合）、又は引渡し（発電システム付建売住宅の場合）を行ってください。事前に行われたものは補助金の対象となりません。

7 補助金の申請（完了報告書）

工事の完了又は建物の引渡しがあったら、補助金交付申請書（完了報告書）（様式第6号）を提出してください。

※ 電力会社と発電システム等の電力受給契約が必要です。建売の場合、建物の引渡しと電力受給開始日が、補助金交付予約年月日以降でないと、補助金の対象となりません。

★提出期限は、令和8年(2026年)3月31日（火）です（必着）。

提出書類
① 補助金交付申請書（様式第6号）※(その1)～(その3)まで記載すること。
② 電力会社との電力受給契約書の写し及び電力受給開始日の分かる書類の写し
③ 発電システム等の設置費に係る領収書の写し
④ メーカーが発行した発電システム等の保証書の写し
⑤ 発電システム等の設置状況を示す写真 ・ 太陽電池モジュールを設置した建物の全体写真 ・ 太陽電池モジュールの設置写真 ・ パワーコンディショナ及び接続箱 ・ 定置用リチウムイオン蓄電池（蓄電システム設置の場合） ・ 電力変換装置（蓄電システム設置の場合） ・ 発生電力量計及び余剰電力販売用電力量計
⑥ 蓄電システムの製品名、規格、仕様、型式等が確認できる書類の写し
⑦ 発電システム等の設置場所及び付近の位置図
⑧ 住民票の写し（交付申請日から3か月以内に発行されたもの、コピー不可） ※本籍・続柄・マイナンバー等の記載は不要。
⑨ 町税の完納証明書（交付申請日から3か月以内に発行されたもの、コピー不可） ※宇多津町外から転入する場合は、前住所地の完納証明書を取得してください。
⑩ その他町長が必要と認める書類

※③～⑥については、補助を受けようとするシステムに係るものに限りします。

8 補助金額の確定

提出された補助金交付申請書が適正だと認められれば、補助金交付決定及び交付額確定通知書（様式第7号）が送付されます。

9 補助金の請求・支払い

補助金交付決定及び交付額確定通知書を受け取ったら、補助金交付請求書（様式第8号）を提出してください。1か月程度で補助金が指定口座に振り込まれます。

10 完了後に守っていただく事項

① 財産の適正な管理と処分の制限

この補助金によって設置した設備は、適正に管理しなければなりません。天災地変等で、設備が壊れたり、失われたりした場合は、財産毀損・滅失届出書（様式第9号）を提出してください。また、発電システム等の法定耐用年数の期間内において設備を処分しようとするときは、処分届出書（様式第10号）を提出し、承認を受けてください。

② 関係書類の保管

この補助金事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間は、関係書類を保管しておいてください。

③ 実地調査

必要に応じ実地調査を行いますので、ご協力をお願いします。

11 申請書受付場所、時間

必要書類を添えて、下記の場所まで郵送または持参してください。

〒769-0292 香川県綾歌郡宇多津町 1881 番地
宇多津町役場 住民生活課 生活係（本館1階）
8：30から17：15（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）

12 その他

- ・申請に必要な書類や「補助金の手引き」は受付場所に備え付けています。また、町のホームページ（<https://www.town.utazu.lg.jp/>）からもダウンロードできます。
- ・受付期間を過ぎたものや書類に不備があるなどの場合は補助金を交付できません。
- ・この手引きに記載してある内容及び宇多津町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱をご確認のうえ、お手続きください。

【問い合わせ先】

宇多津町住民生活課 生活係

〒769-0292 綾歌郡宇多津町 1881 番地

☎ 0877 - 49 - 8000（直通）

補助金交付申請手続きの流れ

